

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(法第二条第一号の国土交通省令で定める者)</p> <p>第一条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二条第一号の国土交通省令で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない船員とする。</p>	<p>2 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二条第一号の国土交通省令で定めるところにより委託されている者は、児童福祉法第六条の四第二項の規定による養育里親に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている者とする。</p>
<p>(法第二条第三号の国土交通省令で定める期間)</p> <p>第一条の二 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二条第三号の国土交通省令で定める期間は、二週間以上とする。</p>	<p>(法第二条第三号の国土交通省令で定める期間)</p> <p>第一条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）第六十条第二項の規定により</p>

読み替えて適用される法第二条第三号の国土交通省令で定める期間は、二週間以上とする。

(法第二条第四号の国土交通省令で定める者)

第二条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二条第四号の国土交通省令で定める者は、祖父母、兄弟姉妹及び孫とする。

(法第五条第二項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合)

第四条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第二項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

一 法第五条第一項の申出をした船員について船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定により作業に従事しない期間（以下この号及び第二十条第一号において「就業制限期間」という。）が始まつたことにより法第九条第一項の育児休業期間（以下「育児休業期間」という。）が終了した場合であつて、当該就業制限期間又は当該就業制限期間中に出生した子に係る育児休業期間が終了する日までに、胎児又は当該子の全てが、次のいずれかに該当するに至つたとき。

イ 死体で生まれたとき又は死亡したとき。

ロ 養子となつたことその他の事情により当該船員と同居しないこととなつたとき。

(法第二条第四号の国土交通省令で定める者)

第二条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二条第四号の国土交通省令で定める者は、船員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫とする。

(法第五条第二項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合)

第四条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第二項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

一 法第五条第一項の申出をした船員について船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定により作業に従事しない期間（以下この号及び第二十条第一号において「就業制限期間」という。）が始まつたことにより法第九条第一項の育児休業期間（以下「育児休業期間」という。）が終了した場合であつて、当該就業制限期間又は当該就業制限期間中に出生した子に係る育児休業期間が終了する日までに、胎児又は当該子のすべてが、次のいずれかに該当するに至つたとき。

イ 死体で生まれたとき又は死亡したとき。

ロ 養子となつたことその他の事情により当該船員と同居しないこととなつたとき。

二 法第五条第一項の申出をした船員について新たな育児休業期間（以下この号において「新期間」という。）が始まつたことにより育児休業期間が終了した場合であつて、当該新期間が終了する日までに、当該新期間の育児休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つたとき。

イ 死亡したとき。

ロ 養子となつたことその他の事情により当該船員と同居しないこととなつたとき。

ハ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。

三 (略)

四 法第五条第一項の申出に係る子の親（同項の申出に係る子について民法第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託されている者若しくは第一条第一項に該当する者を含む。以下同じ。）である配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が死亡したとき。

二 法第五条第一項の申出をした船員について新たな育児休業期間（以下この号において「新期間」という。）が始まつたことにより育児休業期間が終了した場合であつて、当該新期間が終了する日までに、当該新期間の育児休業に係る子のすべてが、前号イ又はロのいずれかに該当するに至つたとき。

四 法第五条第一項の申出に係る子の親（同項の申出に係る子について民法第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託されている者若しくは第一条第一項に該当する者を含む。以下同じ。）である配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が死亡したとき。

五〇八 (略)

(法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める場合)

第四条の二 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法

第五条第三項第二号の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 法第五条第三項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望して申込みを行つてはいるが、当該子の一歳到達日(法第五条第三項の一歳到達日をいう。以下同じ。)後の期間において、当面その実施が行われない場合

二 (略)

(育児休業申出の方法等)

第五条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第四項の育児休業申出(以下「育児休業申出」という。)は、次に掲げる事項(同条第五項に規定する場合にあつては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に限る。)を事業主に申し出ることによつて行わなければならない。

一、二 (略)

三 育児休業申出に係る子の氏名、生年月日及び前号の船員との続柄(育児休業申出に係る子が当該育児休業申出の際に出生していない場合にあつては、当該育児休業申出に係る子を出産する予定である者の氏名、出産予定日及び前号の船員との続柄、民法第八百

五〇八 (略)

(法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める場合)

第四条の二 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法

第五条第三項第二号の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 法第五条第三項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望して申込みを行つてはいるが、当該子の一歳到達日(法第五条第一項第二号の一歳到達日をいう。以下同じ。)後の期間において、当面その実施が行われない場合

二 (略)

(育児休業申出の方法等)

第五条 法第五条第四項の育児休業申出(以下「育児休業申出」という。)は、次に掲げる事項(同条第五項に規定する場合にあつては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に限る。)を事業主に申し出ることによつて行わなければならない。

一、二 (略)

三 育児休業申出に係る子の氏名、生年月日及び前号の船員との続柄(育児休業申出に係る子が当該育児休業申出の際に出生していない場合にあつては、当該育児休業申出に係る子を出産する予定である者の氏名、出産予定日及び前号の船員との続柄)

十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した場合、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託されている場合又は第一条第一項に該当する場合（以下「特別養子縁組の請求等の場合」という。）にあつては育児休業申出に係る子の氏名及び生年月日並びにその事実）

四
（略）

五 育児休業申出をする船員が当該育児休業申出に係る子でない子であつて一歳に満たないものを有する場合にあつては、当該子の氏名、生年月日及び当該船員との続柄（特別養子縁組の請求等の場合にあつては、当該子の氏名及び生年月日並びにその事実）

六〇十二
（略）

2
（略）

7 事業主は、第一項の育児休業申出があつたときは、当該育児休業申出をした船員に対し、当該育児休業申出に係る子の妊娠、出生若しくは養子縁組の事実又は同項第三号、第五号若しくは第七号から第十二号までに掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第五条第五項に規定する場合は、この限りでない。

8
（略）

（法第八条第三項の国土交通省令で定める事由）

五 育児休業申出をする船員が当該育児休業申出に係る子でない子であつて一歳に満たないものを有する場合にあつては、当該子の氏名、生年月日及び当該船員との続柄

六〇十二
（略）

2
（略）

7 事業主は、第一項の育児休業申出があつたときは、当該育児休業申出をした船員に対し、当該育児休業申出に係る子の妊娠、出生若しくは養子縁組の事実又は同項第七号から第十二号までに掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることがある。ただし、法第五条第五項に規定する場合は、この限りでない。

（法第八条第三項の国土交通省令で定める事由）

第十八条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第三項の国土交通省令で定める事由は、次のとおりとする。

一（三）（略）

四 民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条规定による措置が解除されたこと。

五、六（略）

（法第九条第二項第一号の国土交通省令で定める事由）

第十九条 前条の規定（第六号を除く。）は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条第二項第一号の国土交通省令で定める事由について準用する。

（同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例に関する読み替え）

第十九条の二（略）

四、五（略）

（法第九条第二項第一号の国土交通省令で定める事由）

第十九条 前条の規定（第五号を除く。）は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条第二項第一号の国土交通省令で定める事由について準用する。

（同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例に関する読み替え）

第十九条の二（略）

2 船員の養育する子について、当該船員の配偶者が当該子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第八条第三項の国土交通省令で定める事由は、次のとおりとする。

2 船員の養育する子について、当該船員の配偶者が当該子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略												第四条
略	略								同項	第九条第一項	略	

第五条第七項
同項第三号、第五号
若しくは第七号から
第十二号まで

第一項第三号、第五号若しく
は第七号から第十一号まで(こ
れらの規定を第十九条の二第
二項の規定により読み替えて
適用する場合を含む。)及び第
十二号

同項（法第九条の二第二項の
規定により読み替えて適用す
る場合を含む。）

同項（法第九条の二第一項の
規定により読み替えて適用す
る場合を含む。）

第一項の規定により読み替え
て適用する場合を含む。）

												第四条
略												
略	略								(新設)	第九条第一項	略	

第五条第七項
同項第七号から第十
二号まで

第一項第七号から第十一号ま
で(これららの規定を第十九条の
二第二項の規定により読み替
えて適用する場合を含む。)及
び第十二号

(新設)

第一項の規定により読み替え
て適用する場合を含む。）

第一項の規定により読み替え
て適用する場合を含む。）

(法第十二条第二項第一号の国土交通省令で
定める特別の事情がある場合)

第二十条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第
十一条第二項第一号の国土交通省令で定める

特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

一 介護休業申出をした船員について就業制限期間が始まったこと
により介護休業期間が終了した場合であって、当該就業制限期間
又は当該就業制限期間中に出生した子に係る育児休業期間が終了
する日までに、胎児又は当該子のすべてが、第四条第一号イ又は
ロのいずれかに該当するに至ったとき。

二 介護休業申出をした船員について新たな介護休業期間（以下二
の号において「新期間」という。）が始まつたことにより介護休
業期間が終了した場合であつて、当該新期間が終了する日までに
、当該新期間の介護休業に係る対象家族が死亡するに至ったとき
又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該新期間の介護休業に係
る対象家族と介護休業申出をした船員との親族関係が消滅するに
至つたとき。

三 介護休業申出をした船員について育児休業期間が始まつたこと
により介護休業期間が終了した場合であつて、当該育児休業期間
が終了する日までに、当該育児休業期間の休業に係る子のすべて
が、第四条第一号イ又はロのいずれかに該当するに至つたとき。

(削る)

(法第十一条第二項第二号ロの国土交通省令で定めるもの)

第二十条の二 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される

法第十一條第二項第二号の国土交通省令で定めるものは、第三十二条第三項各号に掲げる措置であつて事業主が法第十一條第二項第二号の国土交通省令で定めるものとして措置を講ずる旨及び当該措置の初日を当該措置の対象となる船員に明示したものとする。

(介護休業申出の方法等)

第二十一条 介護休業申出は、次に掲げる事項（法第十一條第四項に規定する場合にあつては、第一号、第二号及び第五号に掲げる事項に限る。）を事業主に申し出ることによつて行わなければならない。

一～三 （略）

（削る）

四、五 （略）

六 介護休業申出に係る対象家族についての介護休業日数（法第十一条第二項第二号の介護休業日数）をいう。第二十七条第三号において同じ。）

（削る）

一～三 （略）

四 介護休業申出に係る対象家族が祖父母、兄弟姉妹又は孫である場合にあつては、第二号の船員が当該対象家族と同居し、かつ、当該対象家族を扶養している事実

五、六 （略）

七 介護休業申出に係る対象家族についての介護休業等日数（法第十一條第二項第二号の介護休業等日数）をいう。第二十七条第三号において同じ。）

八 第二十条各号に掲げる事情がある場合にあつては、当該事情に係る事実

（略）

2 （略）

3 事業主は、第一項の介護休業申出があつたときは、当該介護休業申出をした船員に対して、同項第三号及び第四号に掲げる事実を証

3 事業主は、第一項の介護休業申出があつたときは、当該介護休業申出をした船員に対して、同項第三号から第五号まで及び第八号に

明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第十一條第四項に規定する場合は、この限りでない。

第二十七條 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十四条第三項において準用する法第八条第三項の国土交通省令で定める事由は、次のとおりとする。

一、二 (略)

三 介護休業申出をした船員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業申出に係る対象家族についての介護休業日数が九十三日に達する日までの間、当該介護休業申出に係る対象家族を介護することができない状態になつたこと。

(法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める者)

第二十八條の三 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第二項の所定労働時間が短い船員として国土交通省令で定める者は、一日の所定労働時間が四時間以下の船員とする。

(法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める単位等)

(新設)

第二十八條の四 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める単位は、半日（一日の所定労働時間数（日）によつて所定労働時間数が異なる場合には

掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第十一條第四項に規定する場合は、この限りでない。

第二十七條 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十四条第三項において準用する法第八条第三項の国土交通省令で定める事由は、次のとおりとする。

一、二 (略)

三 介護休業申出をした船員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業申出に係る対象家族についての介護休業等日数が九十三日に達する日までの間、当該介護休業申出に係る対象家族を介護することができない状態になつたこと。

(新設)

一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合にはこれを一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ。）の二分の一とする。）であつて、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業主は、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる船員の範囲に属する船員について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一 この項の規定による単位で子の看護休暇を取得することができることとされる船員の範囲

二 子の看護休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三 子の看護休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

（子の看護休暇の申出の方法等）

第二十八条の五 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第一項の申出（以下この条において「看護休暇申出」という。）は、次に掲げる事項を事業主に対しても明らかにすることによって行わなければならない。

（子の看護休暇の申出の方法等）

第二十八条の三 法第十六条の二第一項の申出（以下この条において「看護休暇申出」という。）は、次に掲げる事項を事業主に対しても明らかにすることによって行わなければならない。

一、二 (略)

三 子の看護休暇を取得する年月日 (法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第二項の規定により、子の看護休暇を一日未満の単位で取得する場合にあつては、当該子の看護休暇の開始及び終了の年月日時)

四 (略)

2 (略)

(法第十六条の五第一項の国土交通省令で定める世話)

第二十八条の六 (略)

(法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める者)

第二十八条の七 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める者は、一日の所定労働時間が四時間以下の船員とする。

(法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める単位等)

第二十八条の八 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める単位は、半日 (一日の所定労働時間数 (日)によつて所定労働時間数が異なる場合には **¶** 一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合にはこれを一時間に切り上げるものとする。次項

一、二 (略)

三 子の看護休暇を取得する年月日

四 (略)

2 (略)

(法第十六条の五第一項の国土交通省令で定める世話)

第二十八条の四 (略)

(新設)

(新設)

第二号において同じ。) の二分の一とする。) であつて、始業の時刻から連續し、又は終業の時刻まで連續するものとする。

2

前項の規定にかかわらず、事業主は、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときは船員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる船員の範囲に属する船員について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一 この項の規定による時間数で介護休暇を取得することができる」ととされる船員の範囲

二 介護休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三 介護休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

（介護休暇の申出の方法等）

第二十九条 法第十六条の五第一項の申出（以下この条において「介護休暇申出」という。）は、次に掲げる事項を事業主に対し明らかにすることによつて行わなければならない。

一、二 （略）

（削る）

（介護休暇の申出の方法等）

第二十九条 法第十六条の五第一項の申出（以下この条において「介護休暇申出」という。）は、次に掲げる事項を事業主に対し明らかにすることによつて行わなければならない。

一、二 （略）

三 介護休暇申出に係る対象家族が祖父母、兄弟姉妹又は孫である場合にあつては、第一号の船員が当該対象家族と同居し、かつ、当該対象家族を扶養している事実

三 介護休暇を取得する年月日（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の五第二項の規定により、介護休暇を一日未満の単位で取得する場合にあつては、当該介護休暇の開始及び終了の年月日時）

四 （略）
2 事業主は、介護休暇申出があつたときは、当該介護休暇申出をした船員に対して、前項第二号及び第四号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第十九条第一項の規定による請求の方法等）

第二十九条の四 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条第一項の規定による請求は、次に掲げる事項を事業主に通知することによって行わなければならない。

一、二 （略）

三 請求に係る子の氏名、生年月日及び前号の船員との続柄（請求に係る子が当該請求の際に出生していない場合にあつては当該請求に係る子を出産する予定である者の氏名、出産予定日及び前号の船員との続柄、特別養子縁組の請求等の場合にあつては請求に係る子の氏名及び生年月日並びにその事実）

四～六 （略）

2 （略）

3 事業主は、第一項の請求があつたときは、当該請求をした船員に対して、当該請求に係る子の妊娠、出生若しくは養子縁組の事実又

四 介護休暇を取得する年月日

五 （略）
2 事業主は、介護休暇申出があつたときは、当該介護休暇申出をした船員に対して、前項第二号、第三号及び第五号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第十九条第一項の規定による請求の方法等）

第二十九条の四 法第十九条第一項の規定による請求は、次に掲げる事項を事業主に通知することによって行わなければならない。

一、二 （略）

三 請求に係る子の氏名、生年月日及び前号の船員との続柄（請求に係る子が当該請求の際に出生していない場合にあつては当該請求に係る子を出産する予定である者の氏名、出産予定日及び前号の船員との続柄）

四～六 （略）

2 （略）

3 事業主は、第一項の請求があつたときは、当該請求をした船員に対して、当該請求に係る子の妊娠、出生若しくは養子縁組の事実又

は同項第三号若しくは第六号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることがある。

4
（略）

（法第十九条第三項の国土交通省令で定める事由）
第二十九条の五 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条第三項の国土交通省令で定める事由は、次のとおりとする。

一〇三 （略）

四 民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判
事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたこと。

五
（略）

（法第二十条第一項において準用する法第十九条第一項の規定による請求の方法等）

第二十九条の九 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項において準用する法第十九条第一項の規定による請求は、次に掲げる事項を事業主に通知することによつて行わなければならない。

一〇三 （略）

（削る）

は同項第六号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

4
（略）

（法第十九条第三項の国土交通省令で定める事由）
第二十九条の五 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条第三項の国土交通省令で定める事由は、次のとおりとする。

一〇三 （略）

（新設）

四
（略）

（法第二十条第一項において準用する法第十九条第一項の規定による請求の方法等）

（法第二十条第一項において準用する法第十九条第一項の規定による請求の方法等）
第二十九条の九 法第二十条第一項において準用する法第十九条第一項の規定による請求は、次に掲げる事項を事業主に通知することによつて行わなければならない。

一〇三 （略）

四 請求に係る対象家族が祖父母、兄弟姉妹又は孫である場合にあ

つては、第二号の船員が当該対象家族と同居し、かつ、当該対象家族を扶養している事実

四〇六 (略)

2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の請求について準用する。

3 事業主は、第一項の請求があつたときは、当該請求をした船員に對して、同項第三号、第四号及び第六号に掲げる事實を証明することができる書類の提出を求めることができる。

(法第二十三条の所定労働時間の短縮等の措置)

第三十二条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第一項の育児のための所定労働時間の短縮措置は、船舶の停泊中における一日の所定労働時間を原則として六時間とする措置を含むものとしなければならない。

2 (略)

3 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項の介護のための所定労働時間の短縮等の措置は、二回以上の利用をすることができる措置とし、次の各号に掲げるいづれかの方法により講じなければならない。ただし、第三号に掲げる方法により介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講ずる場合には、二回以上の利用ができることを要しない。

一〇三 (略)

五〇七 (略)

2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の通知について準用する。

3 事業主は、第一項の請求があつたときは、当該請求をした船員に對して、同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事實を証明することができる書類の提出を求めることができる。

(法第二十三条の所定労働時間の短縮等の措置)

第三十二条 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第一項の所定労働時間の短縮措置は、船舶の停泊中における一日の所定労働時間を原則として六時間とする措置を含むものとしなければならない。

2 (略)

3 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項の措置は、次の各号に掲げるいづれかの方法により講じなければならない。

一〇三 (略)

(法第二十五条の国土交通省令で定める制度又は措置)

第三十二条の二 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十五条の国土交通省令で定める育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置は、次のとおりとする。

- 一 育児休業
- 二 介護休業
- 三 子の看護休暇
- 四 介護休暇

五 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九

条（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定に

よる深夜業の制限の制度

六 育児のための所定労働時間の短縮措置

七 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十

三条第二項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置又は短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置

八 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

(新設)